

## 福岡県航空機産業長期派遣研修支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 福岡県航空機産業長期派遣研修支援事業補助金交付要綱(以下「補助金」という。)は、県内の中小企業者等の航空機関連企業への長期派遣研修の参加に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者等の航空機産業の参入を図り、もって本県航空機産業の振興に寄与することを目的とする。

### (通則)

第2条 補助金の交付は、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱において次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は工業団体若しくはそれに準ずる団体であるものをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、福岡県内に事務所又は事業所等を有し、次の各号のいずれにも該当する事業者であること

- (1) 消費税、地方消費税、及び全ての県税に未納がない中小企業者等であること
  - (2) 別表1に示す指定主要業種又は指定関連業種に属していること
  - (3) 「福岡県航空機産業振興会議」の構成員であること又は構成員になることを希望する旨の届け出をしていること
  - (4) 雇用保険適用事業所の事業者であること
  - (5) 助成金の交付等に係る審査に協力する事業者であること
  - (6) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内又は支給申請日後支給決定日までの間に不正受給をした事業者でないこと
  - (7) 労働保険料を滞納している事業者でないこと(支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと)
  - (8) 支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業者であること
  - (9) 性風俗関連営業、接待等を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと
  - (10) 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業者でないこと
- 2 次の各号に掲げるものは、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団又は暴力団員
  - (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
  - (3) 暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者

(補助対象事業等)

第5条 補助対象事業は、中小企業者等が自社の従業員を航空機関連企業等に派遣し、当該企業が実施する実践的な研修（当該企業等の実務又は研究活動に従事させること等を通じて、航空機関連分野における製品の設計開発、製造、生産管理等に関する実践的な技術又は知識を習得させる研修をいう。）に参加させる事業とする。

2 補助対象経費区分及び補助限度額は別表2に掲げるとおりとし、補助率は10/10とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福岡県航空機産業長期派遣研修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、研修参加日前までに会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、福岡県航空機産業長期派遣研修支援事業認定通知書（様式第2号）により、補助金交付決定者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(申請の変更)

第8条 補助事業者は、補助金交付申請書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ福岡県航空機産業長期派遣研修支援事業変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 各経費区分の変更が、補助対象経費の20%以内の場合
- (2) 補助目的を損なわない事業計画内容の細部における変更

(交付決定の取消)

第9条 会長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福岡県航空機産業長期派遣研修支援事業交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条の規定による申請の内容に虚偽があることが判明したとき
- (2) 補助事業者が第4条2各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (3) 補助事業者の責めに帰すことのできない事由による場合を除き、助成事業の中止又は廃止をしようとするとき

2 会長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の支払を既に受けているときは、福岡県航空機産業長期派遣研修支援事業交付金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 14 日を経過した日、又は補助金の交付決定を受けた年度の 2 月末のいずれか早い日までに、福岡県航空機産業長期派遣研修支援事業実績報告書（様式第 6 号）に必要な書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 会長は前条の規定による実績報告書の提出を受けた時は、当該報告書の審査及び現地調査等を行い、補助金交付決定の内容に適合すると認めた時は、交付すべき補助金の額を確定し、福岡県航空機産業長期派遣研修支援事業補助金交付決定通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 12 条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、福岡県航空機産業長期派遣研修支援事業補助金交付請求書（様式第 8 号）を会長に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 13 条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及びすべての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は会長が別に定めるものとする。

(助成事業が 2 ケ年度にわたる場合の取扱い)

第 15 条 一の助成事業が 2 ケ年度にわたる場合の申請手続き及び実績報告については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第 6 条の交付申請は、年度毎において行うものとし、各年度に交付する助成金の額の合計は、補助限度額を超えないものとする。
- (2) 第 10 条の実績報告については、当該年度に係る実績を報告するものとし、初年度の実績報告は、第 10 条の規定に関わらず、翌年度の 4 月 1 日までにを行うものとする。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

指定主要業種：輸送用機械器具製造業 (31) 指定関連業種：プラスチック製品製造業 (18)、ゴム製品製造業 (19)、鉄鋼業 (22)、 非鉄金属製造業 (23)、金属製品製造業 (24)、はん用機械器具製造業 (25)、生産用機械器具製造業 (26)、業務用機械器具製造業 (27)、技 術サービス業 (74)
---

※括弧内の数字は標準産業分類番号を示す。

別表 2 (第 5 条の 2 関係) 経費区分、補助限度額

経費区分	内容	交付額	限度額
①代替要員の 人件費	派遣従業員の代替要員として雇用 する者の人件費 (賃金、通勤手当 等諸手当、社会保険料、労働保険 料)	代替要員 1 人 1 月当たり 297,100 円	1,783,000 円 (①②を合 わせた限度額)
②派遣従業員の 旅費・宿泊費	派遣従業員の旅費 (派遣先企業ま での往路及び復路に係る交通費) 及び宿泊費 (研修期間中の宿泊料 等の滞在費。食費、水道光熱費を 除く。)	派遣従業員 1 人 1 月当たり 297,100 円	

(注 1) 派遣従業員とは、出向契約等に基づき航空機関連企業に派遣され、当該企業において、実務に従事する自社の従業員をいう。

(注 2) 代替要員の人件費は、社内規定等により労働者に対する支給が義務付けられているものに限る。

(注 3) 助成対象経費とすることができる期間は、1 ヶ月以上とし、補助金の交付決定を受けた年度の 2 月末までに終了するものとする。

(注 4) 自社の従業員を親会社、子会社等特殊な関係にある企業等に派遣するものについては助成対象としない。

(注 5) 代替要員を人材派遣会社から派遣された派遣労働者とするものについては、派遣料金に 0.7 を乗じて得た額を人件費として取り扱うものとする。

(注 6) 公租公課 (消費税等)、官公署に支払う手数料等 (印紙代等)、振込手数料は助成対象外とする。